

コンピュータ帳票見積仕様書

次に掲げる物件について、見積書を **2024年5月7日（火）** までに資産活用課へ提出してください。

なお、見積書は番号ごとに分けてください。 ※見本は要求課に返却すること※
見積金額は契約希望金額から消費税相当額を除いた額を記載してください。（競争は見積金額で行います。）
本案件についての質問がある場合は、案件公開週の**木曜日までに質問書を提出**してください。回答の公表はその週の**金曜日**を予定しています。

見積り合わせの結果については、書面又は福山市ホームページにより公表しますので、**落札された場合は、公表の日から原則、5日以内に発注書を受領（契約締結）**してください。

見積書を提出された場合は、福山市契約規則第3条に基づき、請求をもって契約書に代えること、又は第4条に基づき、見積書をもって契約書に代えることに同意していただいたものとします。なお、契約の履行については、地方自治法施行令、福山市契約規則及び福山市物品調達契約約款の定めるところとします。

番号	要求課	負担行為番号	品名	品質規格その他	納品方法	数量呼称	納品場所	希望納期
1	介護保険課	2934	介護保険料納付書(賦課パッチ用)	仕様書のとおり	搬入	33,000枚	介護保険課	2024年7月19日
2	介護保険課	2298	介護保険料決定通知書	仕様書のとおり	搬入	14,000枚	介護保険課	2024年7月10日
			介護保険料変更通知書	仕様書のとおり	搬入	15,000枚	介護保険課	2024年7月10日

の見積書は、福山地区消防組合用の様式を使用してください。

No.1-1【介護保険料納付書（賦課バッチ用） 印刷仕様書】

項目	仕様	
帳票名	介護保険料納付書（賦課バッチ用）	
帳票ID	KCPFO3	
規格	紙質等共通規格：別紙「共通規格仕様（賦課）」参照 <共通仕様以外> 刷色：2色（赤、青） ・納入済通知書、原符兼払込金受領証 一色刷：赤（ドロップアウトカラーインクあり） ・納付書兼領収証書 二色刷：赤、青	
サイズ	別紙（納付書寸法1）参照 縦 114.3mm（4.5 インチ） 横 210.0mm	
レイアウト	別紙参照 表面：納付書寸法1～3 裏面：納付書（裏面印字位置）、納付書（裏面印字内容）	
裏面印刷	あり	
原稿	表面：現物及び別紙参照資料のみ 納付書寸法 1～3・・・PDF 共通規格仕様（賦課）・・・Word 裏面：あり 納付書（裏面印字内容）・・・Word	
連単区分	単票	
印刷枚数	33,000 枚	
校正	要校正	
納入期限	納入 1 回目 ・版下の写しとポジフィルム （払込書の裏面部分含む）	契約から 3 週間以内
	納入 2 回目（完成品） 33,000 枚	2024年（令和6年）7月19日（金） 期限厳守
納入場所	市役所3階 介護保険課	
担当	介護保険課 高橋（Tel084-928-1180）	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆうちょ銀行及びコンビニエンスストアへの印字テストは行いません。 ・納品は箱単位で行い、1箱あたり2,000枚とすること。 ・箱に帳票IDの貼付をすること。 ・搬入に必要な台車等は納入業者で準備すること。 	

No.1-2 共通規格仕様（賦課）

①		福山市 納入済通知書 公		通常払込料金 加入者負担	金額 訂正	
加入者 番号	福山市会計管理者	口座記号 番号	00160-7-967031	納付 金額	⑤	円
収納機関 番号	⑥	納付 番号	⑦	確認 番号	⑧	
納付 区分	⑨	通知書番号		期別		納期限
②		34				
③		④				
延滞金額		合計金額				
納付者名前(住所等非表示払込書)		領収日付印				
C V S 収 納 用		〔ご注意〕 バーコードがない ものや金額訂正し たものはコンビニ エクスプレスでは 納付できません。 収納代行会社 三菱UFJニコス㈱		(福山市/コンビニ本部控)		
		領収日付印				
		収納代行会社 三菱UFJニコス㈱		(金融機関/コンビニ店舗控)		
この受領証は、大切に保管してください。						

1. 刷色

表面の印刷濃度はPCS値0.6以上とする。

推奨色（次の色又は次の色に順ずる色とする。）

- ・赤…日本フォーム印刷工業連合会 BFインキ刷色見本
上質紙オフセット印刷 BF金赤

※ドロップアウトカラーインク使用部③、④あり

裏面ドロップアウトカラーインク

2. 紙質

次のとおりとする。

- ・OCR用紙四六版で70kg程度（見本のとおり）
- ・NIP用紙四六版で70kg程度（見本のとおり）

推奨紙

- ・OCR用紙…OCR72
- ・NIP用紙…NPI<70>もしくはDSK-N<70>

3. ミシン目

用紙の各票間には、次の条件による刷りミシン目を入れること。

- ・タイ部…1mm
- ・カット部…3mm

タイ部1mm、カット部3mmが不可能な場合には、タイ部とカット部の比率が1対3であれば差し支えない。ただし、タイ部は1mm以下とすること。

4. 裁断誤差

ミシン目及びディタッチャーでの裁断誤差許容範囲は、±0.5mm以内とする。
上辺及び左辺については、±0.5mmの基準を特に厳守すること。

5. ①部の表示については、次のとおりとする。

番号

- ・「27」

字体

- ・JIS OCR-Bフォント サイズI

枠線の太さ

- ・0.5mm

6. ②部の表示については、次のとおりとする。

番号

- ・「34」

字体

- ・JIS OCR-Bフォント サイズI

枠線の太さ

- ・0.4mm

7. ③、④部の表示については、以下のとおりとする。

塗色

- ・1で規定する刷色を基本とし、枠線も含めてドロップアウトカラーインクを使用すること。

8. ⑤～⑩（太枠囲み枠）部の表示については、次のとおりとする。

枠線の太さ

- ・各枠の外枠を0.5mmとする。なお、ここで示す箇所以外の太枠部についても、同様に0.5mmとする。

9. ⑪部の表示については、次のとおりとする。

塗色

- ・1で規定する塗色とし、高さ2mmにベタ塗りを行う。

10. その他

文字等の表示

- ・ここに示す以外の項目についての表示は各帳票に示すとおりとする。

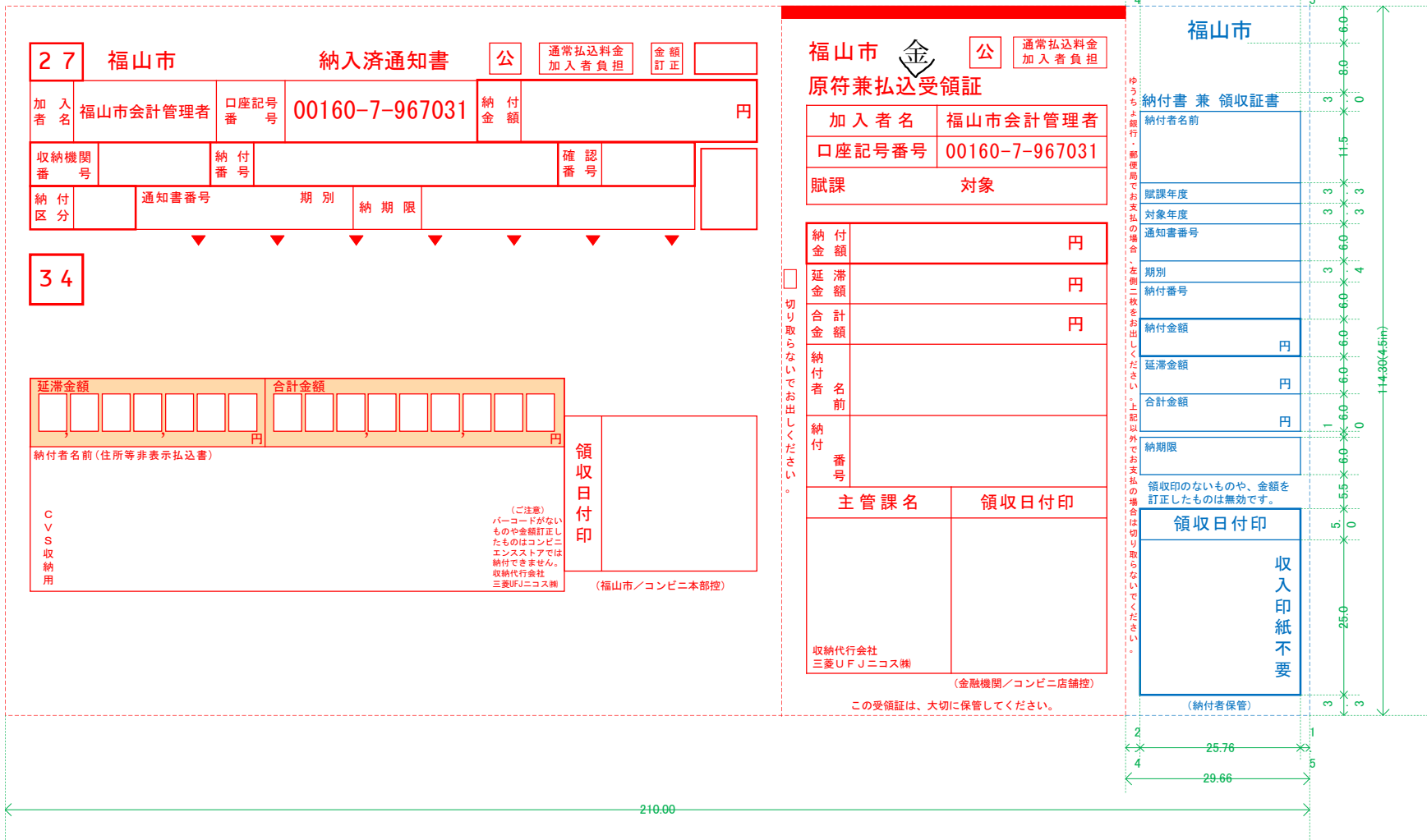
寸法

- ・各帳票に示すとおりとし、単位は全てmmとする。

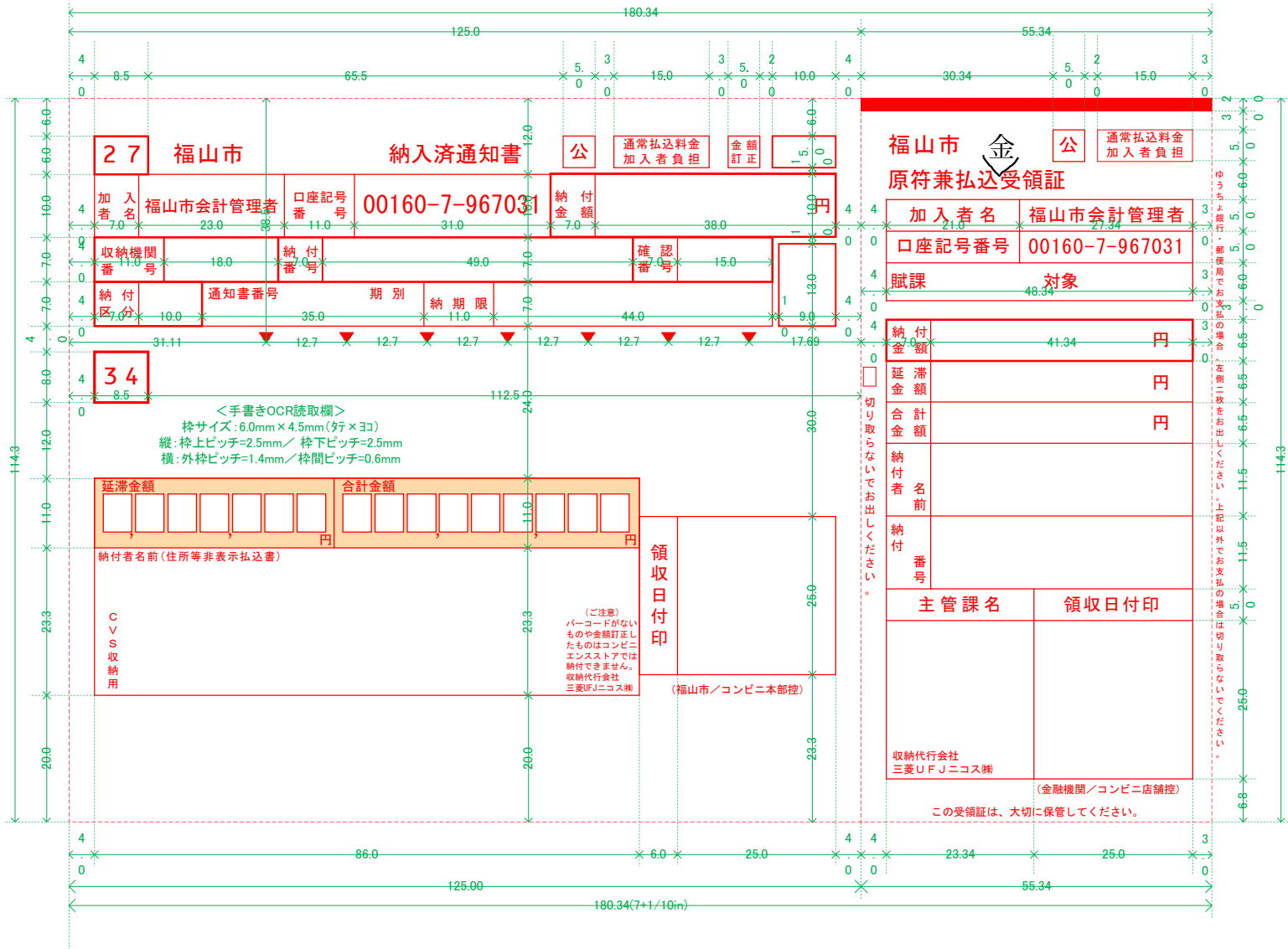
納入済通知書裏面の印刷部における印刷濃度については、PCS値0.1以下（表面からの測定値）とする。

裏面へは、ミシン目の印刷を行わないこと。

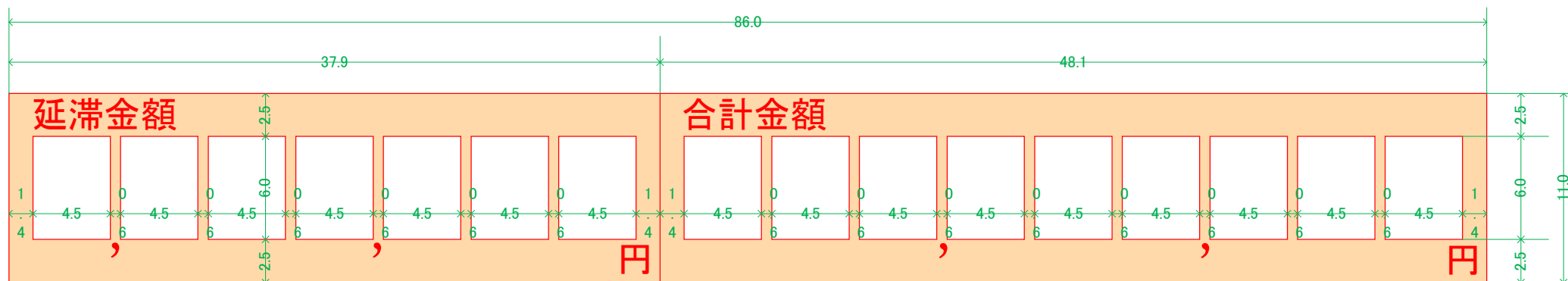
納付書寸法 1



納付書寸法 2



納付書寸法 3



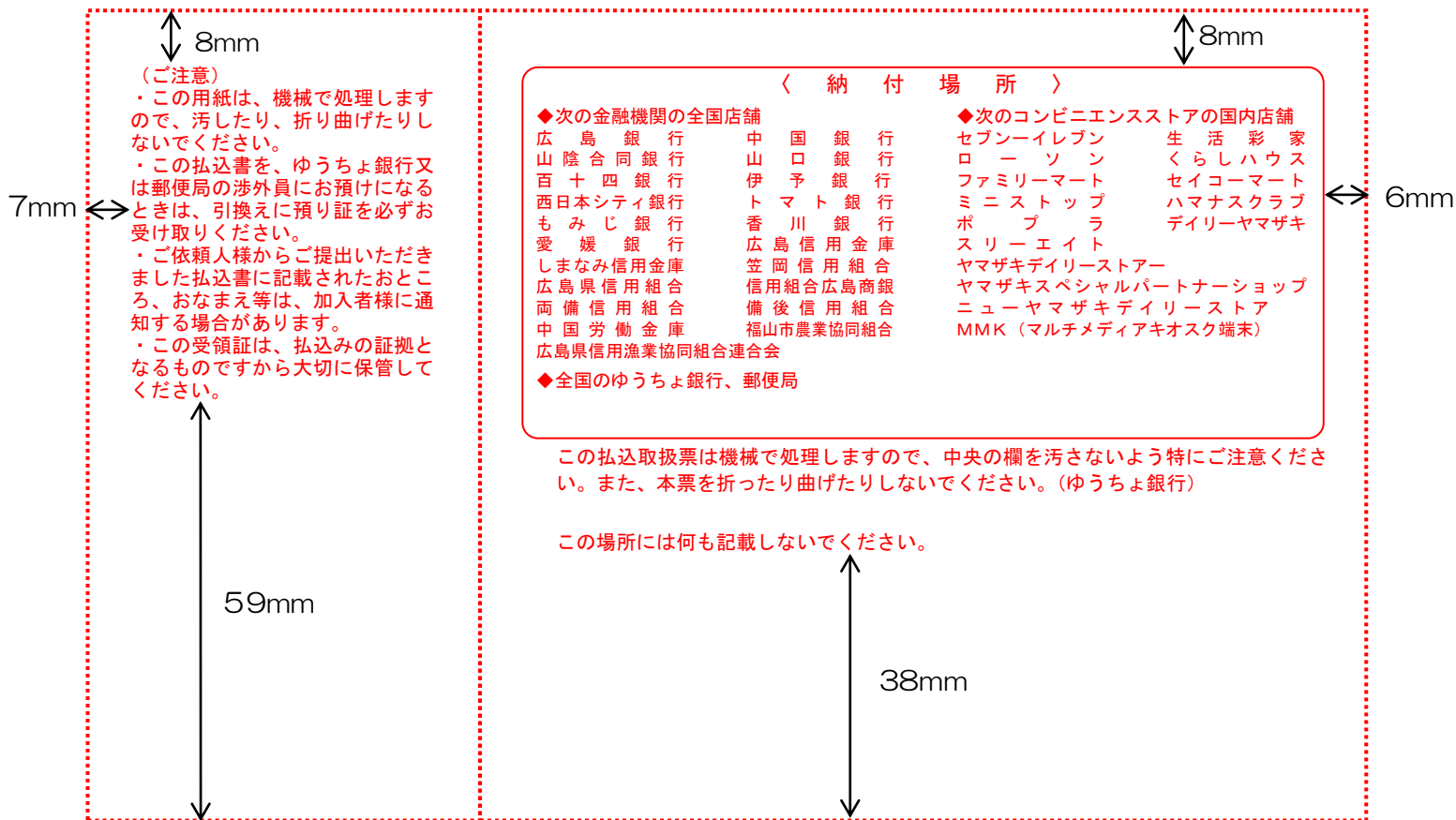
<手書きOCR読取欄>

枠サイズ: 6.0mm × 4.5mm (タテ ×ヨコ)

縦: 枠上ピッチ=2.5mm / 枠下ピッチ=2.5mm

横: 外枠ピッチ=1.4mm / 枠間ピッチ=0.6mm

納付書（裏面印字位置）



納付書（裏面印字内容）

コンビニエンスストア 納付における注意点

◎表面にバーコードのない納付書（1納付書当たり30万円超）では納付できません。金融機関、ゆうちょ銀行又は郵便局等で納付してください。

◎この納付書では、賦課年度+1年の5月31日を超えますとコンビニエンスストアでは納付できません。（例）賦課年度が2024年度（令和6年度）の場合の期限は、2025年（令和7年）5月31日です。

なお、賦課年度はこの納付書表面の「納付書兼領収証書」に記載していません。

◎バーコードが読み取れない場合は、申し訳ありませんが金融機関、ゆうちょ銀行又は郵便局等で納付してください。

※金融機関及びコンビニエンスストアの名称は、2024年（令和6年）4月1日現在のものです。その後、名称等の変更がある場合は、読み替えてください。

収納代行会社
三菱UFJニコス（株）

（ご注意）

- ・この用紙は、機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおとことろ、おなまえ等は、加入者様に通知する場合があります。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

〈 納 付 場 所 〉

◆次の金融機関の全国店舗

広島銀行	中国銀行
山陰合同銀行	山口銀行
百十四銀行	伊予銀行
西日本シティ銀行	トマト銀行
もみじ銀行	香川銀行
愛媛銀行	広島信用金庫
しまなみ信用金庫	笠岡信用組合
広島県信用組合	信用組合広島商銀
両備信用組合	備後信用組合
中国労働金庫	福山市農業協同組合
広島県信用漁業協同組合連合会	

◆全国のゆうちょ銀行、郵便局

◆次のコンビニエンスストアの国内店舗

セブン-イレブン	生活彩家
ローソン	くらしハウス
ファミリーマート	セイコーマート
ミニストップ	ハマナスクラブ
ポプラ	デイリーヤマザキ
スリーエイト	
ヤマザキデイリーストアー	
ヤマザキスペシャルパートナーショップ	
ニューヤマザキデイリーストア	
MMK（マルチメディアキオスク端末）	

この払込取扱票は機械で処理しますので、中央の欄を汚さないよう特にご注意ください。また、本票を折ったり曲げたりしないでください。（ゆうちょ銀行）

この場所には何も記載しないでください。

No.2-1 印刷帳票発注仕様書

帳 票 名	介護保険料決定通知	<p>1 帳票の仕様</p> <p>(1) 印刷内容 別紙見本のとおり</p> <p>(2) 原稿 表面：なし（現物及び現物のPDFのみ） 裏面：あり（Word：[原稿]介護保険料決定通知書（裏））</p> <p>(3) 校正 1～2回 ※ 校正時に一部文言の変更がある場合があります ※ 表面は宛先・保険料額等を印字するため、見本どおりの位置及び大きさにすること。 ※ 「,」を「、」に変更すること（金額部分を除く。）</p> <p>2 納入にあたっての注意事項</p> <p>(1) 納入期限 2024年（令和6年）7月10日（水）</p> <p>(2) <u>納入場所 市役所3階 介護保険課（1階警備員室等は不可）</u></p> <p>(3) 帳票は箱入（1箱2,000枚）で納入するものとし、帳票名・帳票ID等が判るものを張り付けること</p> <p>(4) 納入場所への搬入は納入業者にて行うこと</p> <p>(5) 搬入用の台車等は納入業者にて準備すること</p> <p>担当 福山市保健福祉局長寿社会応援部介護保険課 村上 電話：084-928-1180（直通）</p>
帳 票 I D	K C P F 0 9	
用 紙 サ イ ズ	単票 A4縦	
紙 質	上質紙55kg	
裏 面 印 刷	有	
刷 色	表面：9色 裏面：2色 ※ 別紙見本参照	
印 刷 部 数	14,000枚	

介護保険料のお知らせ(介護保険料決定通知 兼 納入通知書 兼 特別徴収開始通知書)

通知書番号

あなたの介護保険料を、次のとおり決定しましたので、お知らせします。

福山市長



被保険者名前

決定理由

保険料額(年額)

円

1 保険料の算定方法

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
所得段階												

※保険料は、 $\frac{\text{所得段階別保険料} \times \text{所得段階月数}}{12}$ で算出されます(100円未満は切り捨て)。

※詳しくは裏面を御覧ください。

合計所得金額(円)※

世帯の市民税課税状況

公的年金収入と他の所得の合計(円)※

生活保護

本人の市民税課税状況

老齢福祉年金

2 納付月別保険料

普通徴収の納期限(口座振替の場合は口座振替日)は、納付月の月末(12月は25日)(月末が土・日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日)となります。

月	保険料(円)	
	普通徴収	特別徴収
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
計		
合計額(円)		

翌年度4月・6月の特別徴収額

年金支給月	特別徴収額(円)
4月	
6月	

3 保険料納付方法等

あなたのこれからの保険料納付方法等

保険料徴収方法

特別徴収義務者

特別徴収対象年金

※特別徴収は、年金から差し引かれます。

※普通徴収は、納付書又は口座振替で納めます。

普通徴収の場合の振替口座

金融機関名

支店名

種目

口座番号

口座名義人

裏面も御覧ください▶▶▶

介護保険料の決定通知について

この保険料は、介護保険法及び福山市介護保険条例の規定に基づき賦課するものです。
決定の理由などは表面を御覧ください。

段階と介護保険料

保険料額（年額）は1年間資格を有する場合です。年度途中の転入や65歳到達などは月割で計算します。

保険料段階	市民税課税状況	対象者区分	保険料額（年額）
第1段階	●生活保護を受けている人 ●老齢福祉年金を受給中で、世帯全員が市民税非課税の人	本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円以下の人	21,100円
第2段階		本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円超120万円以下の人	35,200円
第3段階	●世帯全員が市民税非課税 ●本人が市民税課税	第1～2段階以外の人	49,300円
第4段階		本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円以下の人	58,400円
第5段階		第4段階以外の人	70,400円
第6段階		本人の前年の合計所得金額が120万円未満の人	78,800円
第7段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	88,000円
第8段階		本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	105,600円
第9段階		本人の前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	116,200円
第10段階		本人の前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	126,700円
第11段階		本人の前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	137,300円
第12段階		本人の前年の合計所得金額が600万円以上の人	147,800円

別紙のとおり

○「前年」とは、2022年（令和4年）1月1日から12月31日までの期間をさします。

○公的年金等の収入金額には、遺族年金や障がい年金などの年金を含みません。

○合計所得金額とは、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額であり、収入金額から公的年金等控除、給与所得控除、必要経費などに相当する金額を控除した金額で、譲渡所得の特別控除や損失に係る繰越控除などを行う前の金額をいいます。保険料段階を決める際は、合計所得金額から土地や建物などの長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額を用います。合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該合計所得金額から10万円を控除します。また、控除後の金額がマイナスの場合は0円として取り扱います。

納付済みの保険料が減額された場合

死亡・転出等による資格の喪失・保険料の変更等の理由により納付済みの保険料が減額となり、年間保険料が納め過ぎとなった場合には、還付の通知書をお送りし、お返しいたします。

※特別徴収された保険料の還付は、年金支払者への手続により3か月以上かかる場合があります。

問合せ先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号 福山市役所
福山市介護保険課 TEL. 084-928-1180

- 松永保健福祉課 TEL. 084-930-0410
- 北部保健福祉課 TEL. 084-976-8803
- 東部保健福祉課 TEL. 084-940-2572
- 神辺保健福祉課 TEL. 084-962-5005
- 新市支所 TEL. 0847-52-5515
- 沼隈支所 TEL. 084-980-7704

不服の申立て・処分の取消しの訴え

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。また、当該審査請求に対する広島県介護保険審査会の裁決があったことを知った日から6か月以内に、福山市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において福山市を代表する者は、福山市長となります。）。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する広島県介護保険審査会の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【広島県介護保険審査会】〒730-8511 広島市中区基町10番52号 広島県医療介護保険課 082-513-3207

介護-2024.3.29

2021介護-89 A4 上質55 2023.9 6,000

介護保険料の決定通知について

この保険料は、介護保険法及び福山市介護保険条例の規定に基づき賦課するものです。
決定の理由などは表面を御覧ください。

段階と介護保険料

保険料額（年額）は1年間資格を有する場合です。年度途中の転入や65歳到達などは月割で計算します。

保険料段階	市民税課税状況	対象者区分	保険料額（年額）
第1段階	●生活保護を受けている人 ●老齢福祉年金を受給中で、世帯全員が市民税非課税の人	本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円以下の人	21,100円
第2段階		本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円超120万円以下の人	37,700円
第3段階		保険料段階が第1～2段階以外の人	53,300円
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯の誰かが市民税課税	本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円以下の人	66,100円
第5段階		保険料段階が第4段階以外の人	77,800円
第6段階	本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の人	90,200円
第7段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	102,700円
第8段階		本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	118,300円
第9段階		本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	132,300円
第10段階		本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	147,800円
第11段階		本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	163,400円
第12段階		本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	178,900円
第13段階		本人の前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の人	194,500円
第14段階		本人の前年の合計所得金額が820万円以上920万円未満の人	202,300円
第15段階		本人の前年の合計所得金額が920万円以上1,020万円未満の人	210,100円
第16段階		本人の前年の合計所得金額が1,020万円以上の人	217,800円

○「前年」とは、対象年度マイナス1年の1月1日から12月31日までの期間を指します。

（例）2024年度（令和6年度）保険料額の場合、2023年（令和5年）1月1日から12月31日までの期間を指します。

○「公的年金等の収入金額」には、遺族年金や障がい年金などの年金を含みません。

○「合計所得金額」とは、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額であり、扶養控除等の各種所得控除や事業・株式の譲渡所得等の損失に係る繰越控除などを行う前の金額をいいます。保険料段階を決める際は、合計所得金額から土地や建物などの長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額を用います。

第1段階から第5段階までの合計所得金額に給与所得が含まれている場合、当該給与所得の金額又は所得金額調整控除前の給与所得の金額から10万円を控除します。また、控除後の金額がマイナスの場合は0円として取り扱います。

納付済みの保険料が減額された場合

死亡・転出等による資格の喪失・保険料の変更等の理由により納付済みの保険料が減額となり、年間保険料が納め過ぎとなった場合には、還付の通知をお送りし、お返しいたします。

※ 特別徴収された保険料の還付は、年金支払者への手続により3か月以上かかる場合があります。

問合せ先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号 福山市役所

福山市介護保険課 TEL.084-928-1180

●松永保健福祉課 TEL.084-930-0410

●北部保健福祉課 TEL.084-976-8803

●東部保健福祉課 TEL.084-940-2572

●神辺保健福祉課 TEL.084-962-5005

●新市支所 TEL.0847-52-5515

●沼隈支所 TEL.084-980-7704

不服の申立て・処分の取消しの訴え

この処分が不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。また、当該審査請求に対する広島県介護保険審査会の裁決があったことを知った日から6か月以内に、福山市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において福山市を代表する者は、福山市長となります。）。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する広島県介護保険審査会の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【広島県介護保険審査会】〒730-8511 広島市中区基町10番52号 広島県医療介護保険課 082-513-3207

介護保険料の決定通知について

この保険料は、介護保険法及び福山市介護保険条例の規定に基づき賦課するものです。決定の理由などは表面を御覧ください。

段階と介護保険料

保険料額（年額）は1年間資格を有する場合です。年度途中の転入や65歳到達などは月割で計算します。

保険料段階	市民税課税状況	対象者区分	保険料額（年額）
第1段階	●生活保護を受けている人 ●高齢福祉年金を受給中で、世帯全員が市民税非課税の人	本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円以下の人	21,100円
第2段階		世帯全員が市民税非課税	本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円超120万円以下の人
第3段階		保険料段階が第1～2段階以外の人	53,300円
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯の誰かが市民税課税	本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円以下の人	66,100円
第5段階		保険料段階が第4段階以外の人	77,800円
第6段階	本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の人	90,200円
第7段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	102,700円
第8段階		本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	118,300円
第9段階		本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	132,300円
第10段階		本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	147,800円
第11段階		本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	163,400円
第12段階		本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	178,900円
第13段階		本人の前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の人	194,500円
第14段階		本人の前年の合計所得金額が820万円以上920万円未満の人	202,300円
第15段階		本人の前年の合計所得金額が920万円以上1,020万円未満の人	210,100円
第16段階		本人の前年の合計所得金額が1,020万円以上の人	217,800円

- 「前年」とは、対象年度マイナス1年の1月1日から12月31日までの期間を指します。
（例）2024年度（令和6年度）保険料額の場合、2023年（令和5年）1月1日から12月31日までの期間を指します。
- 「公的年金等の収入金額」には、遺族年金や障がい年金などの年金を含みません。
- 「合計所得金額」とは、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額であり、扶養控除等の各種所得控除や事業・株式の譲渡所得等の損失に係る繰越控除などを行う前の金額をいいます。保険料段階を決める際は、合計所得金額から土地や建物などの長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額を用います。
第1段階から第5段階までの合計所得金額に給与所得が含まれている場合、当該給与所得の金額又は所得金額調整控除前の給与所得の金額から10万円を控除します。また、控除後の金額がマイナスの場合は0円として取り扱います。

納付済みの保険料が減額された場合

死亡・転出等による資格の喪失・保険料の変更等の理由により納付済みの保険料が減額となり、年間保険料が納め過ぎとなった場合には、還付の通知をお送りし、お返しいたします。
※ 特別徴収された保険料の還付は、年金支払者への手続により3か月以上かかる場合があります。

問合せ先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号 福山市役所
福山市介護保険課 TEL.084-928-1180
●松永保健福祉課 TEL.084-930-0410
●北部保健福祉課 TEL.084-976-8803
●東部保健福祉課 TEL.084-940-2572
●神辺保健福祉課 TEL.084-962-5005
●新市支所 TEL.0847-52-5515
●沼隈支所 TEL.084-980-7704

不服の申立て・処分の取消しの訴え

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。また、当該審査請求に対する広島県介護保険審査会の裁決があったことを知った日から6か月以内に、福山市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において福山市を代表する者は、福山市長となります。）。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する広島県介護保険審査会の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【広島県介護保険審査会】〒730-8511 広島市中区基町10番52号 広島県医療介護保険課 082-513-3207

No.2-2 印刷帳票発注仕様書

帳 票 名	介護保険料変更通知	<p>1 帳票の仕様</p> <p>(1) 印刷内容 別紙見本のとおり</p> <p>(2) 原稿 表面：なし（現物及び現物のPDFのみ） 裏面：あり（Word：[原稿]介護保険料変更通知書（裏））</p> <p>(3) 校正 1～2回 ※ 校正時に一部文言の変更がある場合があります ※ 表面は宛先・保険料額等を印字するため、見本どおりの位置及び大きさにすること。 ※ 「,」を「、」に変更すること（金額部分を除く。）</p> <p>2 納入にあたっての注意事項</p> <p>(1) 納入期限 2024年（令和6年）7月10日（水）</p> <p>(2) <u>納入場所 市役所3階 介護保険課（1階警備員室等は不可）</u></p> <p>(3) 帳票は箱入（1箱2,000枚）で納入するものとし、帳票名・帳票ID等が判るものを張り付けること</p> <p>(4) 納入場所への搬入は納入業者にて行うこと</p> <p>(5) 搬入用の台車等は納入業者にて準備すること</p> <p>担当 福山市保健福祉局長寿社会応援部介護保険課 村上 電話：084-928-1180（直通）</p>
帳 票 I D	K C P F 1 0	
用 紙 サ イ ズ	単票 A4縦	
紙 質	上質紙55kg	
裏 面 印 刷	有	
刷 色	表面：9色 裏面：2色 ※ 別紙見本参照	
印 刷 部 数	15,000枚	

介護保険料のお知らせ(介護保険料変更通知 兼 納入通知書)

通知書番号

あなたの介護保険料を、次のとおり変更しましたので、お知らせします。

福山市長



被保険者名前

変更理由

保険料額(年額)

円

裏面も御覧ください▶▶▶

1 保険料の算定方法

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
所得段階												

※保険料は、 $\frac{\text{所得段階別保険料} \times \text{所得段階月数}}{12}$ で算出されます(100円未満は切り捨て)。
※詳しくは裏面を御覧ください。

合計所得金額(円)※		世帯の市民税課税状況	
公的年金収入と他の所得の合計(円)※		生活保護	
本人の市民税課税状況		老齢福祉年金	

2 納付月別保険料

普通徴収の納期限(口座振替の場合は口座振替日)は、納付月の月末(12月は25日)(月末が土・日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日)となります。

月	変更前の保険料(円)		変更後の保険料(円)	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
計				
合計額				
差引増減額				
保険料段階				

翌年度4月・6月の特別徴収額

年金支給月	特別徴収額(円)
4月	
6月	

3 保険料納付方法等

あなたのこれからの保険料納付方法等

保険料徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

※特別徴収の欄に保険料の記載がある場合は、公的年金から差し引かれます。(介護保険法第135条)

普通徴収の場合の振替口座

金融機関名	
支店名	
種目	
口座番号	
口座名義人	

介護保険料の変更通知について

あなたや世帯の資格・市民税課税状況などが変更されたことに伴い、介護保険料を変更します。
変更の理由などは表面を御覧ください。

段階と介護保険料

保険料額（年額）は1年間資格を有する場合です。年度途中の転入や65歳到達などは月割で計算します。

別紙のとおり

保険料段階	市民税課税状況	対象者区分	保険料額（年額）
第1段階	●生活保護を受けている人 ●老齢福祉年金を受給中で、世帯全員が市民税非課税の人	本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円以下の人	21,100円
第2段階		世帯全員が市民税非課税	本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円超120万円以下の人
第3段階		第1～2段階以外の人	49,300円
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯の誰かが市民税課税	本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円以下の人	58,400円
第5段階		第4段階以外の人	70,400円
第6段階	本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の人	78,800円
第7段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	88,000円
第8段階		本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	105,600円
第9段階		本人の前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	116,200円
第10段階		本人の前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	126,700円
第11段階		本人の前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	137,300円
第12段階		本人の前年の合計所得金額が600万円以上の人	147,800円

○「前年」とは、対象年度マイナス1年の1月1日から12月31日までの期間をさします。

（例）2023年度（令和5年度）保険料額の場合、2022年（令和4年）1月1日から12月31日までの期間をさします。

○公的年金等の収入金額には、遺族年金や障がい年金などの年金を含みません。

○合計所得金額とは、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額であり、収入金額から公的年金等控除、給与所得控除、必要経費などに相当する金額を控除した金額で、譲渡所得の特別控除や損失に係る繰越控除などを行う前の金額をいいます。保険料段階を決める際は、合計所得金額から土地や建物などの長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額を用います。合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該合計所得金額から10万円を控除します。また、控除後の金額がマイナスの場合は0円として取り扱います。

納付済みの保険料が減額された場合

死亡・転出等による資格の喪失・保険料の変更等の理由により納付済みの保険料が減額となり、年間保険料が納め過ぎとなった場合には、還付の通知書をお送りし、お返しいたします。

※特別徴収された保険料の還付は、年金支払者への手続により3か月以上かかる場合があります。

問合せ先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号 福山市役所

福山市介護保険課 TEL. 084-928-1180

●松永保健福祉課 TEL. 084-930-0410

●北部保健福祉課 TEL. 084-976-8803

●東部保健福祉課 TEL. 084-940-2572

●神辺保健福祉課 TEL. 084-962-5005

●新市支所 TEL. 0847-52-5515

●沼隈支所 TEL. 084-980-7704

介護 - 2024.3.29
2021介護-89-2-A4 上質55-2023.9-6,000

不服の申立て・処分の取消しの訴え

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。また、当該審査請求に対する広島県介護保険審査会の裁決があったことを知った日から6か月以内に、福山市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において福山市を代表する者は、福山市長となります。）。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する広島県介護保険審査会の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【広島県介護保険審査会】 〒730-8511 広島市中区基町10番52号 広島県医療介護保険課 082-513-3207

介護保険料の変更通知について

あなたや世帯の資格・市民税課税状況などが変更されたことに伴い、介護保険料を変更します。
変更の理由などは表面を御覧ください。

段階と介護保険料

保険料額（年額）は1年間資格を有する場合です。年度途中の転入や65歳到達などは月割で計算します。

保険料 段階	市民税 課税状況	対象者区分		保険料額（年額）	
		2023年度まで	2024年度から	2023年度まで	2024年度から
第1段階	●生活保護を受けている人 ●高齢福祉年金を受給中で、世帯全員が市民税非課税の人			21,100円	
第2段階	世帯全員が 市民税非課税	本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額（公的年金等に 係る雑所得を除く）の合計が80万円以下の人		35,200円	37,700円
第3段階		本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額（公的年金等に 係る雑所得を除く）の合計が80万円超120万円以下の人		49,300円	53,300円
第4段階	本人が市民税 非課税で、 世帯の誰かが 市民税課税	保険料段階が第1～2段階以外の人		58,400円	66,100円
第5段階		本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額（公的年金等に 係る雑所得を除く）の合計が80万円以下の人		70,400円	77,800円
第6段階		本人の前年の合計所得金額が120万円未満の人		78,800円	90,200円
第7段階		本人の前年の合計所得金額が 120万円以上200万円未満の人	本人の前年の合計所得金額が 120万円以上210万円未満の人	88,000円	102,700円
第8段階		本人の前年の合計所得金額が 200万円以上300万円未満の人	本人の前年の合計所得金額が 210万円以上320万円未満の人	105,600円	118,300円
第9段階		本人の前年の合計所得金額が 300万円以上400万円未満の人	本人の前年の合計所得金額が 320万円以上420万円未満の人	116,200円	132,300円
第10段階		本人の前年の合計所得金額が 400万円以上500万円未満の人	本人の前年の合計所得金額が 420万円以上520万円未満の人	126,700円	147,800円
第11段階	本人が 市民税課税	本人の前年の合計所得金額が 500万円以上600万円未満の人	本人の前年の合計所得金額が 520万円以上620万円未満の人	137,300円	163,400円
第12段階			本人の前年の合計所得金額が 620万円以上720万円未満の人		178,900円
第13段階			本人の前年の合計所得金額が 720万円以上820万円未満の人		194,500円
第14段階		本人の前年の合計所得金額が 600万円以上の人	本人の前年の合計所得金額が 820万円以上920万円未満の人	147,800円	202,300円
第15段階			本人の前年の合計所得金額が 920万円以上1,020万円未満の 人		210,100円
第16段階			本人の前年の合計所得金額が 1,020万円以上の人		217,800円

- 「前年」とは、対象年度マイナス1年の1月1日から12月31日までの期間を指します。
(例) 2024年度(令和6年度)保険料額の場合、2023年(令和5年)1月1日から12月31日までの期間を指します。
- 「公的年金等の収入金額」には、遺族年金や障がい年金などの年金を含みません。
- 「保険料段階を決める際は、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額から、土地や建物などの長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額を用います。第1段階から第5段階までの合計所得金額に給与所得が含まれている場合、当該給与所得の金額又は所得金額調整控除前の給与所得の金額から10万円を控除します。第6段階以上の合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合、当該合計額から10万円を控除していましたが、2024年度(令和6年度)からの適用はありません。また、控除後の金額がマイナスの場合は0円として取り扱います。

納付済みの保険料が減額された場合

死亡・転出等による資格の喪失・保険料の変更等の理由により納付済みの保険料が減額となり、年間保険料が納め過ぎとなった場合には、還付の通知をお送りし、お返しいたします。
※ 特別徴収された保険料の還付は、年金支払者への手続により3か月以上かかる場合があります。

問合せ先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号 福山市役所
福山市介護保険課 TEL.084-928-1180
●松永保健福祉課 TEL.084-930-0410
●北部保健福祉課 TEL.084-976-8803
●東部保健福祉課 TEL.084-940-2572
●神辺保健福祉課 TEL.084-962-5005
●新市支所 TEL.0847-52-5515
●沼隈支所 TEL.084-980-7704

不服の申立て・処分の取消しの訴え

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。また、当該審査請求に対する広島県介護保険審査会の裁決があったことを知った日から6か月以内に、福山市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(訴訟において福山市を代表する者は、福山市長となります)。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する広島県介護保険審査会の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【広島県介護保険審査会】〒730-8511 広島市中区基町10番52号 広島県医療介護保険課 082-513-3207

介護保険料の変更通知について

あなたや世帯の資格・市民税課税状況などが変更されたことに伴い、介護保険料を変更します。
変更の理由などは表面を御覧ください。

段階と介護保険料

保険料額（年額）は1年間資格を有する場合です。年度途中の転入や65歳到達などは月割で計算します。

保険料 段階	市民税 課税状況	対象者区分		保険料額（年額）	
		2023年度まで	2024年度から	2023年度まで	2024年度から
第1段階	●生活保護を受けている人 ●老齢福祉年金を受給中で、世帯全員が市民税非課税の人	本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額（公的年金等に 係る雑所得を除く）の合計が80万円以下の人		21,100円	
第2段階	世帯全員が 市民税非課税	本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額（公的年金等 に係る雑所得を除く）の合計が80万円超120万円以下の人		35,200円	37,700円
第3段階		保険料段階が第1～2段階以外の人		49,300円	53,300円
第4段階	本人が市民税 非課税で、	本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額（公的年金等 に係る雑所得を除く）の合計が80万円以下の人		58,400円	66,100円
第5段階	世帯の誰かが 市民税課税	保険料段階が第4段階以外の人		70,400円	77,800円
第6段階		本人の前年の合計所得金額が120万円未満の人		78,800円	90,200円
第7段階		本人の前年の合計所得金額が 120万円以上200万円未満の人	本人の前年の合計所得金額が 120万円以上210万円未満の人	88,000円	102,700円
第8段階		本人の前年の合計所得金額が 200万円以上300万円未満の人	本人の前年の合計所得金額が 210万円以上320万円未満の人	105,600円	118,300円
第9段階		本人の前年の合計所得金額が 300万円以上400万円未満の人	本人の前年の合計所得金額が 320万円以上420万円未満の人	116,200円	132,300円
第10段階		本人の前年の合計所得金額が 400万円以上500万円未満の人	本人の前年の合計所得金額が 420万円以上520万円未満の人	126,700円	147,800円
第11段階	本人が 市民税課税	本人の前年の合計所得金額が 500万円以上600万円未満の人	本人の前年の合計所得金額が 520万円以上620万円未満の人	137,300円	163,400円
第12段階		本人の前年の合計所得金額が 600万円以上の人	本人の前年の合計所得金額が 620万円以上720万円未満の人	147,800円	178,900円
第13段階			本人の前年の合計所得金額が 720万円以上820万円未満の人		194,500円
第14段階			本人の前年の合計所得金額が 820万円以上920万円未満の人		202,300円
第15段階			本人の前年の合計所得金額が 920万円以上1,020万円未満の 人		210,100円
第16段階			本人の前年の合計所得金額が 1,020万円以上の人		217,800円

- 「前年」とは、対象年度マイナス1年の1月1日から12月31日までの期間を指します。
（例）2024年度（令和6年度）保険料額の場合、2023年（令和5年）1月1日から12月31日までの期間を指します。
- 「公的年金等の収入金額」には、遺族年金や障がい年金などの年金を含みません。
- 保険料段階を決める際は、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額から、土地や建物などの長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額を用います。第1段階から第5段階までの合計所得金額に給与所得が含まれている場合、当該給与所得の金額又は所得金額調整控除前の給与所得の金額から10万円を控除します。第6段階以上の合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合、当該合計額から10万円を控除していましたが、2024年度（令和6年度）からの適用はありません。また、控除後の金額がマイナスの場合は0円として取り扱います。

納付済みの保険料が減額された場合

死亡・転出等による資格の喪失・保険料の変更等の理由により納付済みの保険料が減額となり、年間保険料が納め過ぎとなった場合には、還付の通知をお送りし、お返しいたします。
※ 特別徴収された保険料の還付は、年金支払者への手続により3か月以上かかる場合があります。

問合せ先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号 福山市役所
福山市介護保険課 TEL.084-928-1180
●松永保健福祉課 TEL.084-930-0410
●北部保健福祉課 TEL.084-976-8803
●東部保健福祉課 TEL.084-940-2572
●神辺保健福祉課 TEL.084-962-5005
●新市支所 TEL.0847-52-5515
●沼隈支所 TEL.084-980-7704

不服の申立て・処分の取消しの訴え

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。また、当該審査請求に対する広島県介護保険審査会の裁決があったことを知った日から6か月以内に、福山市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において福山市を代表する者は、福山市長となります。）。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する広島県介護保険審査会の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。
（1）審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
【広島県介護保険審査会】〒730-8511 広島市中区基町10番52号 広島県医療介護保険課 082-513-3207